

# 生活指導部だより

## 生徒指導提要の改定に伴う校則の見直しについて

令和4年12月、生徒指導提要が改訂されました（文部科学省 HP 参照）。このことによって、「校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要はないか、また、本当に必要なものか」を見直すことになりました。

現在の校則（葵高校生徒心得等 葵高校 HP に公開されています）についてアンケートで生徒の皆さんの意見を募り、見直しの必要があるものについては下記の手順で協議します。特に見直す必要がないと思う場合は、今回のアンケートに回答しなくても結構です。

**※アンケートには教室に掲示してある QR コードから入って回答してください**

### 校則見直しの手順

1 校則は、学校の教育目標を達成するために最終的には校長が制定するものです。現行の校則に以下のような状況がある場合に限り、校則の見直しについて協議することができます。

- ①校則に教育的意義がなく、生徒の行動を不要に制限している場合
- ②校則に教育的意義がなく、生徒がマイナスの影響を受けている場合
- ③校則が学校・地域の状況、時代の変化等に即しておらず社会通念上合理的でない場合

2 葵高校 HP に公開されている校則の中に、見直しを図る必要があると思われるものがあれば、校則見直しアンケート (Google Form) に回答してください。特にない場合は今回のアンケートに回答しなくても結構です。今回の回答締め切り日は令和5年2月17日(金)です。

3 提出されたアンケートは以下の手順で協議されます。

- (1) 生徒会・生活指導部で校則見直しアンケート①を集約する。
- (2) (1)を生徒会役員が精査し、担当教員に提案する。
- (3) (2)で提案されたものを生徒会担当教員・生活指導部教員で精査し、生徒会役員と協議する。
- (4) (3)で提案されたものについて校則見直しアンケート②を配布する(原則的に全員回答する)。
- (5) (4)の結果を元に生徒総会議題とするかを代議員会で協議する。

※代議員会出席者は以下の通りとする。

代議員 生徒会役員 生徒会担当教員 生活指導担当教員

- (6) (5)で提案されたものについて職員会議で審議する。
- (7) (6)で了承されたものについて臨時生徒総会へ議題として提案する。
- (8) 臨時生徒総会で可決された場合、次年度4月1日より施行する。ただし、年度途中でも導入可能なものについては職員会議で審議し、了承を得れば施行する。

※6月の臨時生徒総会は松操会役員選挙と同日とし、選挙の前に開催する。